

事 務 連 絡

令和元年 12 月 23 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

廃プラスチック類の破碎施設に係る建築基準法第 51 条ただし書
許可に関する運用について

廃棄物行政の推進につきましては、日頃より御尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省住宅局市街地建築課長から各都道府県建築行政主務部長あてに、建築基準法第 51 条ただし書許可手続きの円滑化を目的とした、許可基準策定等の取組事例の周知および関係部局への連携に関する通知が別添のとおりありました。

産業廃棄物行政主管部局におかれましては、この趣旨を踏まえ、建築行政主務部局及び都市計画担当部局との情報共有といった連携の実施や、廃プラスチック類の破碎施設の設置に限らず、産業廃棄物処理施設設置の相談者等に対し建築基準法に係る手続きの確認を促す等、円滑かつ適正な産業廃棄物処理施設設置に資するためのご配慮をお願い申し上げます。

国住街第 125 号

令和元年 12 月 23 日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長



廃プラスチック類の破碎施設に係る建築基準法第 51 条ただし書許可に関する
運用について（技術的助言）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 51 条の規制の対象となる建築物の敷地の位置については、原則として都市計画において定めることとし、これ以外の場合にあっては、同条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置について特定行政庁による許可を要することとしている。また、当該規制の対象外となる建築物については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 2 の 3 において、敷地の位置の指定を受けることを要しない小規模な処理施設の規模として一定の処理能力等を位置付けているところである。

これに関し、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）及び「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）（別紙 1 参照）において、当該許可の考え方の検討と取組事例の周知を行うこととされたところである。

このため、法第51条ただし書許可にあたり、許可基準策定等による手続きの円滑化の取組事例があったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、別紙2及び別紙3のとおり周知するとともに、下記の通り通知する。

なお、「建築基準法第51条ただし書き許可に係る運用について（技術的助言）」（平成24年3月30日付け国住街第255号）を周知したところであるが、廃プラスチック類の破碎施設に限らず、当該許可に係る手続きの円滑化を図る観点から、引続き、適切な運用を図られたい。

貴職におかれては、管内の特定行政庁に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

記

- 1 特定行政庁による法第51条ただし書の規定に基づく許可（以下、「ただし書許可」という。）に際しては、許可申請に応じた都市計画審議会への速やかな付議などにより、手続きの円滑化、迅速化を図られたい。
- 2 ただし書許可手続きの円滑化及び適正化等を図るため、各地方公共団体の都市計画担当部局及

び産業廃棄物行政主管部局との連携が不可欠である。このため、例えば、都市計画審議会へ付議する予定の法第51条規制対象施設に係る案件の概要や申請時期等に関する情報、都市計画審議会の開催予定等についての情報及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可申請に係る情報等の共有を積極的に図られたい。

なお、本技術的助言の発出と併せて、国土交通省都市局都市計画課長から各地方公共団体の都市計画担当部局長あてに別紙4のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から各都道府県・各政令市の産業廃棄物行政主管部（局）あてに別紙5のとおり通知されているので、円滑に連携を図られたい。

以上

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）
（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）

6 義務付け・枠付けの見直し等

【国土交通省】

（5）建築基準法（昭 25 法 201）

工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設の位置に対する制限（51条）については、都市計画決定の状況及び同条ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：環境省）

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）
（令和元年 12 月 23 日閣議決定）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【国土交通省】

（6）建築基準法（昭 25 法 201）

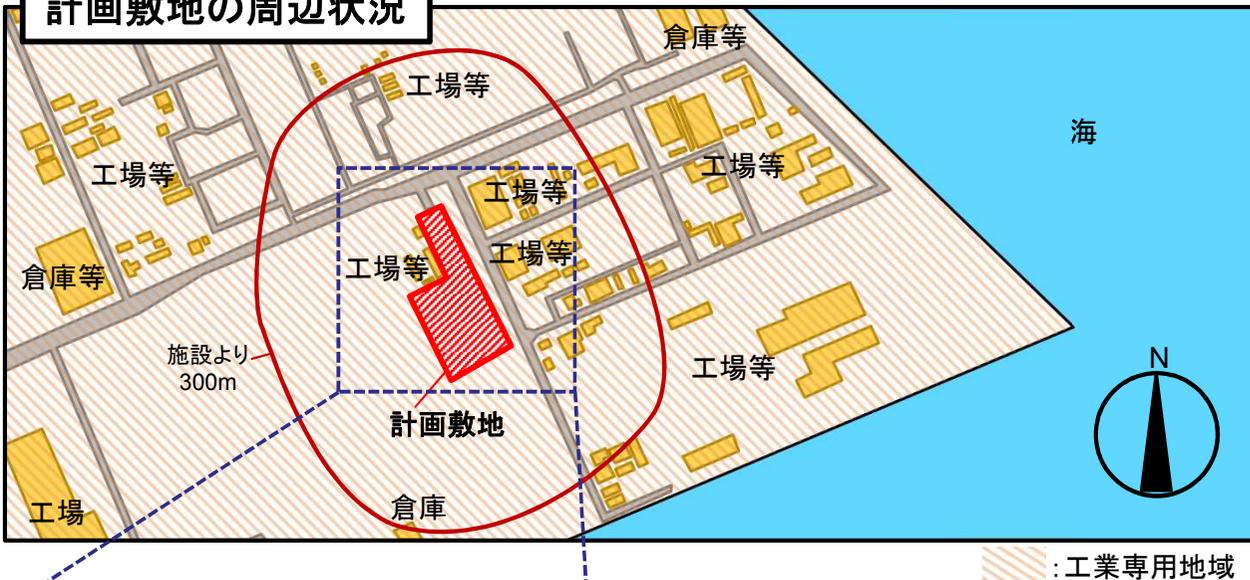
（ii）工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際しての当該施設の位置に対する制限については、51条ただし書許可に係る手続の円滑化に資するよう、許可に係る取組事例を、地方公共団体に令和元年中に通知する。

（関係府省：環境省）

廃プラスチック類破砕施設の建築基準法第51条ただし書許可事例（1）

破砕機器の追加(処理能力増大)による許可であり、許可手続きに関する取扱要領を独自に作成し事業者を提供することで、行政、事業者各々の検討事項を双方で把握できており、当該手続きが円滑に進められている。

計画敷地の周辺状況



：工業専用地域

許可手続きの円滑化

取扱要領を作成し事業者を提供

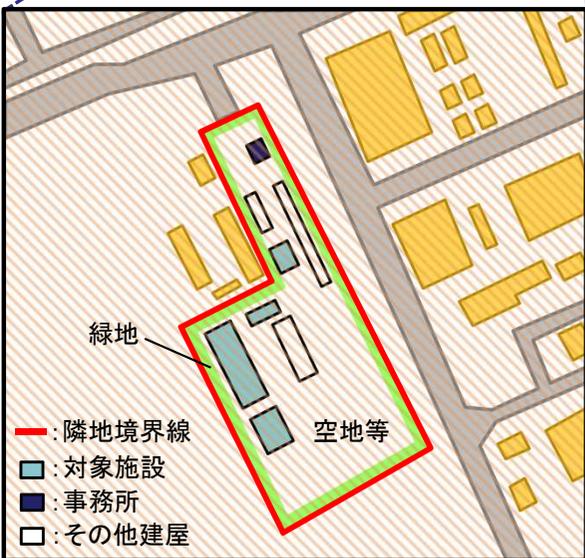
- 取扱要領の記載内容
 - ・ 事務手続きの流れ
 - ・ 標準処理期間
 - ・ 申請に必要な図書
 - ・ 提出図書の記載事項
 - ・ 施設用途別の計画標準
- 等

計画標準(廃プラスチック破砕施設)の概要

- 建物の位置に関する事項
 - ・ 市街地の風上を避ける
 - ・ 搬出入路の標準幅員は11m以上
 - ・ 学校、病院、住宅群等が付近300m以内
にないこと
 - 設計上の配慮
 - ・ 建蔽率は40%程度
 - ・ 敷地内空地は10%程度の緑化
 - ・ 人目にふれないよう、
敷地周辺を緑化または塀を設置
- 等

建築計画の概要

用途地域	工業専用地域
建物用途 (処理能力)	産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類破砕施設 71.2t/日) 及び一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設 42.5t/日)
敷地面積	29,396 m ²
延べ面積	5,900 m ²
建築面積	6,530 m ²
容積率	20.1%(指定:200%)
建蔽率	22.3%(指定:60%)

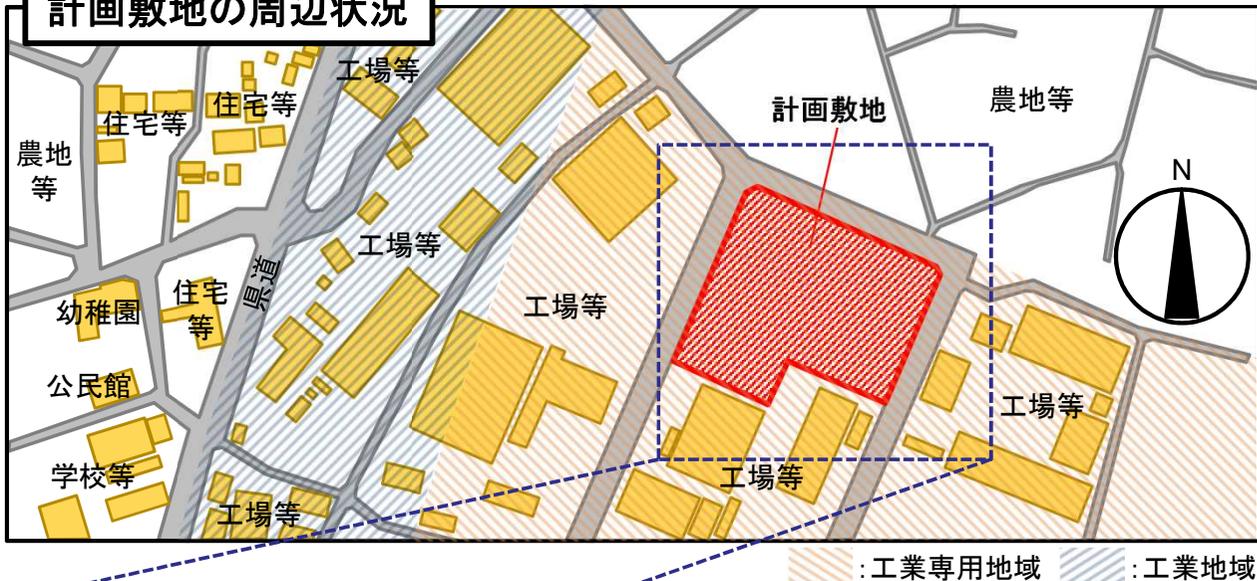


- : 隣地境界線
- : 対象施設
- : 事務所
- : その他建屋

廃プラスチック類破砕施設の建築基準法第51条ただし書許可事例（2）

計画敷地の東側工場より破砕機器を移設する計画（用途変更）であり、独自の判断基準を踏まえ、従前・従後で周囲に与える影響を比較検討し、大きく変化しないことなどにより許可した案件で、既存施設の有効利用が図られている。

計画敷地の周辺状況



敷地の位置の判断基準

- 周囲の状況
 - ・ 宅地化、市街化が促進される区域でない
 - ・ 近隣に教育施設、福祉施設が存在しない
 - ・ 災害発生により、周辺への二次的被害拡大の恐れがない
- 環境への配慮（関係法令への適合）
- 運搬車両の周辺地域への影響
 - ・ 交通渋滞による道路交通に支障がない
 - ・ 交通安全上支障がない
- 景観への配慮（植樹等）

建築計画の概要

用途地域	工業専用地域
建物用途 (処理能力)	産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック破砕施設 14.3 t/日)
敷地面積	8,956 m ²
延べ面積	5,187 m ²
建築面積	5,036 m ²
容積率	58.0%(指定:200%)
建蔽率	56.3%(指定:60%)

判断基準を踏まえた設計上の配慮

- ・ 洗浄済みのプラスチックを破砕する
- ・ 破砕機周囲への防音ボックス設置等により、騒音・振動を用途変更前と同程度に低減
- ・ 騒音・振動を毎月測定し、その結果を地元住民に年1回報告
- ・ 破砕機器移設前後で処理能力を変更せず周辺道路への交通負荷を変えない
- ・ 両側歩道がある幅員が大きい県道を除いて、通学路と搬入経路が重ならないよう配慮

等

国 都 計 第 92 号
令和元年 12 月 23 日

各都道府県及び政令指定都市
都市計画担当部局長 殿

国土交通省 都市局 都市計画課長

建築基準法第 51 条ただし書許可に係る特定行政庁等との連携について

この度、廃プラスチック類の破碎施設に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）第 51 条ただし書許可に関する運用について、市街地建築課長から各都道府県建築行政主務部長あてに、許可手続の円滑化を図る観点から、別添のとおり通知されたところである。

建築基準法第 51 条の許可手続の円滑化を図るにあたっては、都市計画審議会の事務局である各地方公共団体の都市計画部局と特定行政庁及び関係部局との連携が不可欠であることから、都市計画部局におかれては、引き続き、特定行政庁及び関係部局あてに都市計画審議会の開催予定等を情報提供するとともに、都市計画審議会へ付議する予定の建築基準法第 51 条規制対象施設に係る案件の概要や時期等について特定行政庁及び関係部局から情報提供を受けるなど、特定行政庁及び関係部局との連絡調整をより一層図っていただくようお願いする。

また、貴職におかれては、管内の地方公共団体（政令指定都市を除く。）に対してもこの旨周知いただくようお願いする。